

介護保険等利用被爆者助成事業について

京都府健康対策課

1 事業の内容

(1)対象者

京都府知事発行の被爆者健康手帳を所持する者

(2)助成対象サービス

※別添「介護給付費請求方法」参照

(3)助成限度額

各サービスの利用に伴う自己負担額(他の制度により減額される額を除く)

※保険適用外の経費は対象外(食費、居住費、おやつ代、おむつ代等)

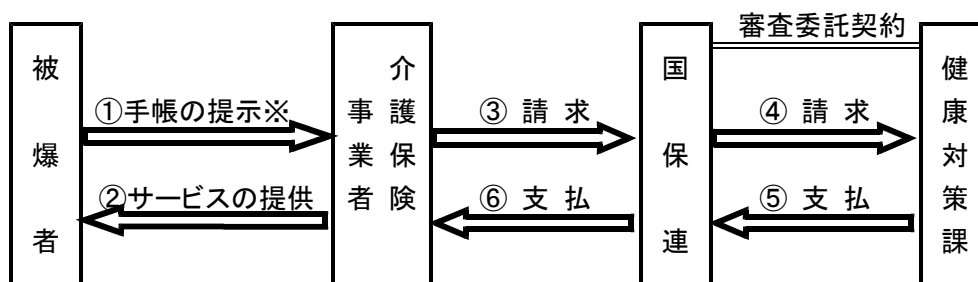
2 助成方法

(1)介護保険法のサービス 現物給付[14年7月利用分から]
償還払[※ 京都府外に居住する被爆者がサービスを利用する場合等]

(2)老人福祉法のサービス 償還払

3 事業の流れ

▶ 現物給付の場合



※ 訪問介護については、「訪問介護利用者負担額減額認定証」(市町村交付)又は「訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証」(府交付)も提示

▶ 償還払の場合

被爆者が介護保険事業者に利用者負担金を一旦支払った後、京都府に払い戻しの申請を行う。

<申請の窓口>

京都市内の場合：居住地の区役所の医療衛生コーナーを経由して府健康対策課へ
京都市以外の場合：居住地の府保健所へ